小山田小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 新たな時代を 頑張り抜く 小山田っ子を育む

【基本理念】

- 〇 全児童が安心して学校生活を送り,様々な活動に進んで取り組めるような安全で安心な学 校づくりをする。(発達支持的生徒指導の推進)
- ○「いじいめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。 ○ 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たし、組織的に問題の克服 に当たる。

当該児童等が在籍する学校に 在籍している等当該児童等と-定の人間関係にある他の児童 等が行う心理的又は物理的な影 響を与える行為(インターネット を通じて行われるものも含む)で あって,当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じてい

「いじめ」とは、児童等に対して

【心と生活委員会】

○学校内におけるいじめ防止の対策の組織として位置位置づける。

- ・在籍児童の心の様子を把握し、悩みを抱えている児童の共通理解を深めるとともに、指導法 について話合い,共通実践の在り方を確認する。
- ・全職員をもって構成する。
- ・毎月1回開催する。

【関係機関との連携】

- 警察本部
 - 232 7869
- 児童相談所
- ·市教委青少年課 227 - 1971
- 民生委員
- 学校評議員
- ・児童クラブ
- ・スクールカウンセラー
- ·臨床心理相談員

【実態と願い】

るものをいう。

・児童・地域の実態, 保護者 の願い

学級PTA等保護者と語り 合う機会を活用して、児童の 学校生活の様子をこまめに 保護者に報告し、日頃から保 護者との信頼関係の構築に 努める。

いじめの発生しない、生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、及び家庭・ 地域との連携強化、好ましい人間関係を育む教育活動とい自他の生命を尊重する信条や態度 の育成の指導、じめ問題を自分たちの問題としてとらえる子どもの育成を図る。

・保護者や地域との連携・・道徳教育の充実 ・生徒指導の充実 ・コミュニケーション脳 力の育成 特別活動の充実

・児童理解における校内研修の充実 ・トラブルの自己解決能力の育

- ・自己存在感, 有用感の向上 ・情報モラル教育の充実
- (1) 児童のいじめ等の実態把握
- 実態把握のアンケート(ニコニコアンケート)の実施(月末の週)
- 教育相談等の実施
- (2) 児童に対する啓発活動
- 人権擁護員との学習「思いやりの心を育てる人権教室」の実施
- いじめ防止のポスター及び標語作成と掲示【作品コンクール募集要項参照】
- 交流給食の実施
- ・「いじめ防止啓発強調月間」ちらしの掲示
- ・いじめ防止や人権尊重に関する授業の実施
- (教科, 特別の教科道徳, 学級活動等から重点的意図的に授業を構成し, 実践する。)
- 朝や帰りの会で「友達のよいところ」の発表
- 学級遊び(昼休みなど)
- 読書の時間・・・仲間づくりを促す本の紹介
- 図書室に「人権」や「仲間づくり」や「いじめ」などに関する本を集めたコーナーを設置する。
- 全校朝会(校長先生の話「いじめ防止について」)
- ・仲良し音楽
- ・集団下校, 集団登校(異年齢集団の活動)
- (3) 保護者に対する啓発活動
- ・学級だより・学校だよりによる啓発
- (各家庭でも人権について話題にしてもらうよう啓発強調月間の周知及び学級の児童の取り組 みの様子を知らせる)
- (教科や特別の教科道徳・学級活動等での人権に関する感想, 日記・作文などを便りで知らせ る。

【教育活動の重点】 ・児童理解に努め,心に 届く生徒指導の展開を 図る。

- いじめや不登校の防止 に向け,全教育活動を 通した取組を推進する。 ・「いじめ防止啓発強調 月間」での積極的・具体 的指導や取組
- •道徳授業の充実 ・教育相談の充実

【児童の主体的活動】 汗と涙(ボランティア) の充実

- ・集会活動の充実
- ・あいさつ先手運動の充
- ・読み聞かせや本の紹

【セルフエステームの教 育】(自己肯定感を高め る教育)

一人一人が活動の場 を確保される学習活動

【いじめの早期発見】

日頃の教育実践を通して、児童との信頼関係の構築に努め、児童が発する危険信号や変化 を見逃さないように,児童観察の徹底に取り組むとともに定期的なアンケートや実態調査・教育 相談の実施等により、いじめの実態把握に努める

- ・心と生活委員会での情報交換や共通理解:毎月実施される委員会で担任の報告を全職員で 検討する。
- ・教育相談の体制の整備:毎月の教育相談の充実を行う。場合によっては担任外の教諭とも行 ・相談機関等の周知:スクールカウンセラーや臨床心理相談員の保護者への周知を担任・生活
- 指導係が行う。 ・学校の取組の発信,及び情報収集:学校便りや,週報等で定期に行う。
- 校内研修において「いじめ対策必携」の読み合わせを行い。職員の意識を深める。

【いじめに対する措置】

- ・いじめに関する情報を把握した場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認されたら,直ちに止めさせる。また,再発防止のため、いじめを受けた児 童及び保護者への支援と、いじめを行った児童及び保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるための環境が必要と認められる場合は、 保護者との連携を図りながら,一定期間,個室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないために、いじめ事案に関する情報を関係保護 者と共有するための必要な措置を講じる。 ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめに関しては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携
- して対処する。 ・いじめ対策必携を活用し,早期解決を図る。
- 報道取材等の対応は窓口を一本化する。

【生徒指導体制】 ・心と生活委員会 (月1回,全職員)

【教育相談体制】

- ・計画的な個別相談の 実施 ・担任,養護教諭等と
- の連携
- ・関係機関との連携

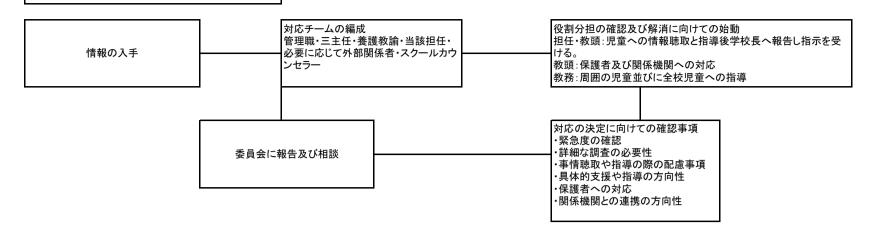
【職員研修の充実】 いじめ問題に関する 共通理解 ・生徒指導及びカウン

セリング等の研修

【その他】

・学校ネットパトロール 事業検索結果の活用 ・啓発資料の活用

いじめ発生を確認した際の対応



・いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。

児童への対応

- ・いじめの状況,きっかけ,などをじっくりと聴き,事実の基づいた指導を行えるようにする。
- ・事情聴取の際は被害者、周囲にいる者、加害者の順に行う。
 - ・情報の食い違いがないか、対応チームで確認検討する。
 - ・事情聴取を終えたら、当該児童を管理職同行で保護者に送り届ける。その際に説明を確実に行う。

保護者への対応

・直接会って, 具体的な対策を示す。

・協力を求め、今後の学校との連携方法を確認する。

	被害児童	・児童の安全確保を配慮し、安心させ、児童との信頼関係を深める。 ・児童の話を聞くことを重視し、思いを受け止め、共感的理解努める。 ・具体的支援に関しては本人の意志や希望を大切にし、意向を確認しながら進める。
具体的支援方法	加害児童	・いじめられた児童を必ず守り抜くという姿勢を明確に示すとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。 ・不安定な気持ちを温かく受け止め、本人の意志を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。 ・決して一人で悩まず、教師を始め、大人に相談することの重要性を説く。 ・長所を見つけ励ますなど、自信回復に向けての支援を積極的に行う。 ・自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込める雰囲気作りや活躍の場を作ることに全力で取り組む。 ・問題解決後もその後の心情や行動をきめ細やかに見守る。
	被害児保護者	・発見した日に、家庭訪問等出【保護者と面談し、事実関係を伝える。 ・学校が把握する実態や経緯を隠さずに伝える。 ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ・保護者のつらい気持ちや不安を共感的に受け止める。 ・学校として、子どもを守り通すことを十分伝える。 ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも連絡・相談してもらうように伝える。 ・場合によっては緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しては弾力的に対応する。
	加害児保護者	・責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。 ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめ解決するために、保護者同士が理解し合うよう要請する。 ・子どものよりよい成長を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言を継続する。
	傍観者	・いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことを指導する。 ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定することであることを理解させる。 ・見て見ぬふりをする背景にある真理等について、共感的に理解した上で、互いの個性を認め合う望ましい人間関係等について指導する。 ・いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

重大事態発生時の対応

重大事態の意味

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合	相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
	・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して 欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断 により、迅速に調査に着手することが必要である。

重大事態への緊急対応

〇重大事態の報告

・重大事態が発生した場合,学校は直ちに市教育委員会を通じて,市長に報告する。

〇全校体制による緊急対応

|学校の「いじめ防止等対策の為の組織(心と生活委員会)」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定して おき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・実態の状況確認, 情報収集、情報整理 ・児童の状況確認と支援・指導, 児童・保護者・教職員の心のケア
- ・PTA・警察等との連携

〇市教育委員会との連携

- ・樹御峯確認, 情報収集, 情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・臨床心理相談員やスクール買うねラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・県教育委員会や警察等との連携についての要請

学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資する事を目的として事実関係を明確にする調査を行う

生徒指導部:実態の状況確認,情報収集,情報整理

重大事態緊急対策委員会
校長・教頭・三主任

安全指導部:PTA・学校評議員・警察等との
連携

保健指導部:児童の状況確認と支援・指導
児童・保護者・教職員の心のケア

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携をとりながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつから ・どこで ・誰が ・何をどのように ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

その他の留意事項

〇心のケア

・いじめられた児童及び薗保護者は勿論のこと、調査そのものが調査対象児童や保護者に心理的負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

○調査にあたっての説明等

・いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。 ・調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。

〇調査対象の児童及びその保護者に対して

・調査によって得られたけっかについては、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に状況提供する旨を十分説明 し、承諾を得ておく。

○報道取材等への対応

・プライバシーの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

年間計画

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科•道徳•特別活動等	児童会活動	情報モラル推進	教育相談	職員研修
4	きまりよい生活をする には、どんなことに気を つけたらよいのでしょ う。	年間及び1学期の活動計画 の検討 心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	「いじめ問題を考える週間」の 実施	児童集会	各教科における 指導計画の確認		学校基本方 針の確認
	たらよいのでしょう。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	道徳(共通主題「生命尊重」)	児童集会		家庭訪問	具体的な対 応の在り方
6	みんなで行動するとぎ は、 どんなことに気を つけたらよいのでしょ う、	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト		児童集会	保護者への啓発 研修会		家庭との連 携の在り方
7	身の回りを整え, 気持ちよ く学期末をむかうるには, どうすればよいのでしょう。	1学期の反省と改善に向 けて 心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	道徳(共通主題「思いやり」)		携帯・ネット利用 実態調査	教育相談	
8	楽しい夏休みにするに は、 どんなことに気を つけたらよいのでしょ う。	生徒指導事例研修会					教育相談	生徒指導事例研修会
9	みんなで行動するとき は、 どんなことに気を つけたらよいのでしょ う。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	「いじめ問題を考える週間」の 実施		携帯・ネット利用実態 調査に基づいた対応 策検討		
10	安全な生活をするに は、 どんなことに気を つけたらよいのでしょ う。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	道徳(共通主題「誠実・明朗」)	児童集会			
11	いじめのない学校にす るには, どんなことに 気をつけたらよいでしょ う。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト		児童集会		教育相談	
12	く学期末をむかうるには、	2学期の反省と改善に向 けて 心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	道徳(共通主題「友情·信頼」)				評価アンケー トの分析
1	きまりよい生活をする には、どんなことに気を つけたらよいのでしょ う。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	「いじめ問題を考える週間」の 実施	児童集会			
2	校舎内で安全に過ごす には, どうすればよい のでしょう。	心と生活委員会	ニコニコアンケー ト	道徳(共通主題「自他の尊重」)	児童集会	情報モラル指導計画 の見直し	教育相談	
3	1年間の反省をし, 来 年の目標を立てよう	3学期の反省と改善に向 けて 心と生活委員会	ニコニコアンケー ト		児童集会			評価アンケー トの分析

[※] 本基本方針は定期的な点検、見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行う。